

## 第4節 火山情報の収集と伝達

### 第1 火山情報の種類

火山に関する情報は、「緊急火山情報」、「臨時火山情報」、「火山観測情報」である。このほか、毎月定期的に「火山活動解説資料」が公表されている。

### 第2 火山情報の発表基準

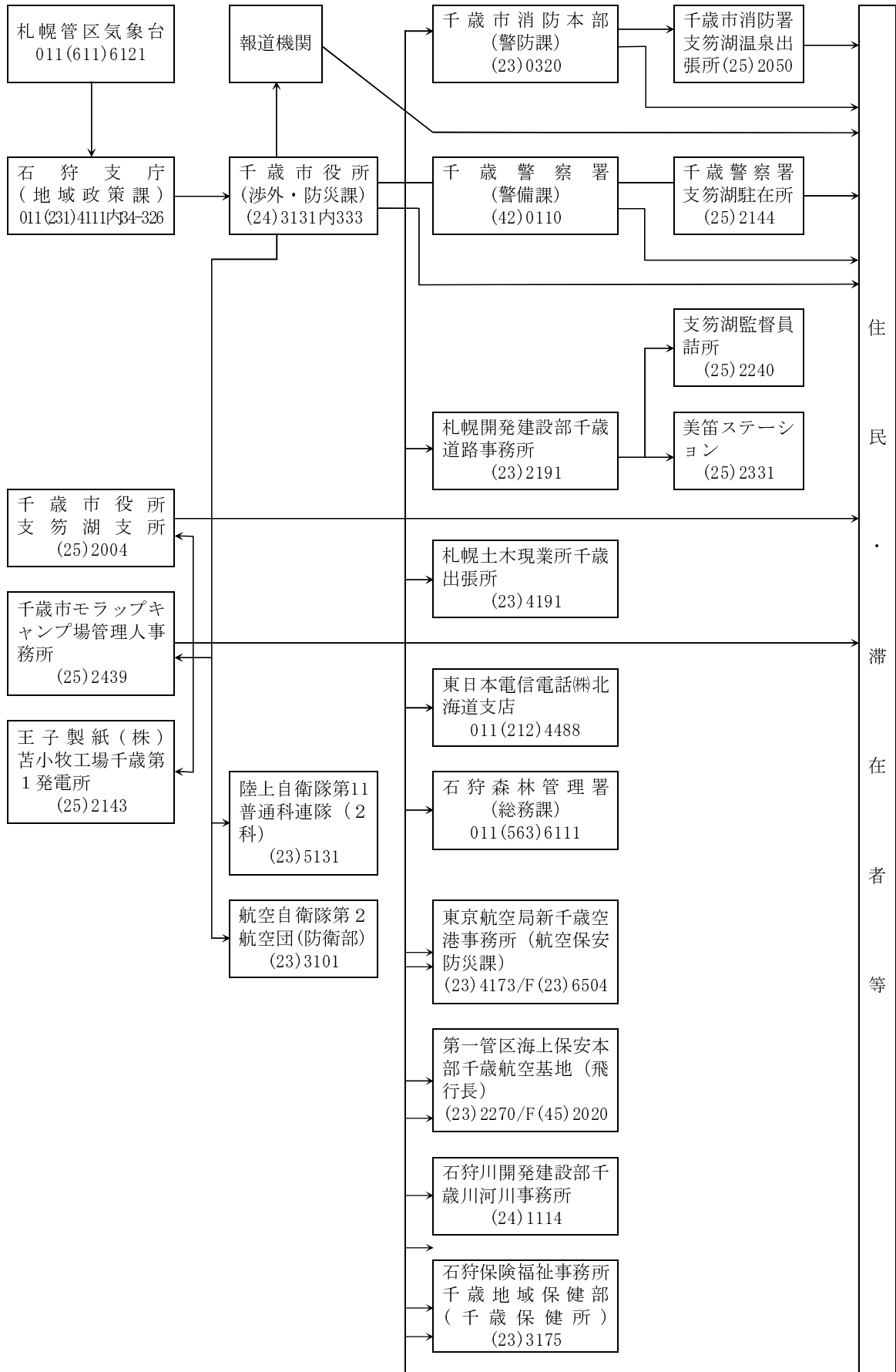
#### 火 山 情 報

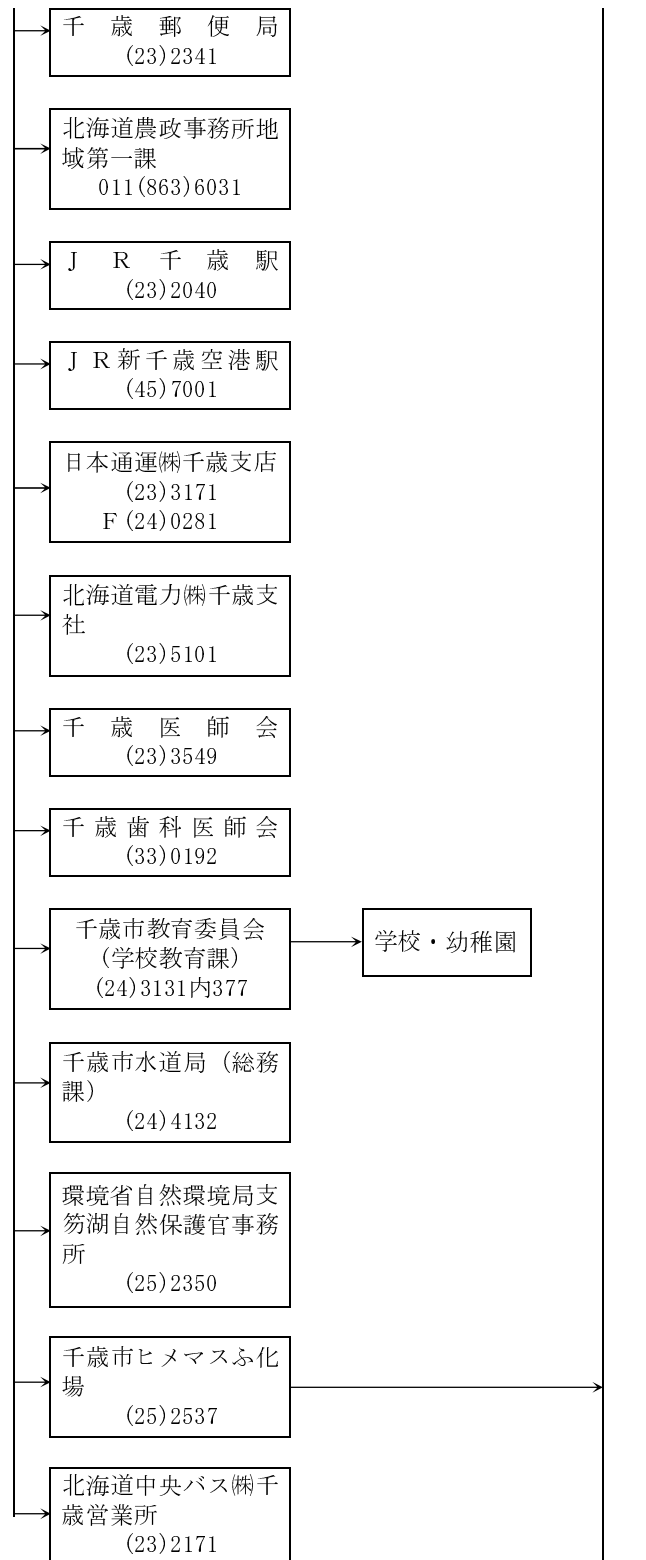
種 類	発 表 の 基 準
緊急火山情報	火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合に発表する。
臨時火山情報	火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合に発表する。
火山観測情報	緊急火山情報又は臨時火山情報の補完、その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

### 第3 火山情報の伝達系統

緊急を要する火山に関する情報の伝達は、次の系統により防災同報無線又は電話で行う。

火山情報伝達系統図





#### 第4 異常現象発見者の通報義務及び通報先

##### 1 異常現象の通報

##### (1) 発見者の通報

火山の異常現象を発見した者は、電話その他迅速な方法により、直ちに次に定める「防災関係機関」に通報する。

## 防災関係機関

機 関 名	連 絡		先
	執 務 時 間	執 務 時 間 外	左の機関の支所・出張所・駐在所
千 歳 市 役 所 総務部渉外・防災課	(24) 3131 内線333	(24) 3131	千歳市役所支笏湖支所 (25) 2004 (千歳市支笏湖市民センター)
千 歳 市 消 防 本 部 (消防署)	119番 又は (23) 0320	119番 又は (23) 3062	千歳市消防署支笏湖温泉出張所 (25) 2050
千 歳 警 察 署	110番 又は (42) 0110	110番 又は (42) 0110	千歳警察署支笏湖駐在所 (25) 2144

## (2) 防災関係機関相互の通報

前記以外の方法により異常現象を受理又は発見した防災機関は、電話その他迅速な方法により、相互に通報し、緊密な連携を図る。

## 2 異常現象の種類

火山の異常現象とは、おおむね次の現象をいう。

- (1) 池・沼・井戸水の水位が異常な変化をした場合
- (2) 水質の汚濁やイオウのにおいを感じた場合
- (3) 噴煙の色が黄色又は黒っぽく変色した場合
- (4) 局地的に有感地震が発生した場合
- (5) 地盤の隆起及び陥没が起きた場合
- (6) 鳴動、異常音が発生した場合

## 3 異常現象の通報先

市は、異常現象を確認したときは、次に定めるところにより、関係機関に通報する。

通 報 先	通 報 手 段	通 報 す べ き 内 容
札幌管区气象台 (011-611-6121)	一般加入電話	1 異常現象の発見日時及び場所 2 異常現象の種類、内容、程度その他 3 発見者の住所・氏名・連絡方法 4 その他必要な事項
火山監視情報センター (011-611-2421)		
石狩支庁（地域政策課） (011-231-4111)内34-326	一般加入電話又は防災無線	

## 第5節 通信連絡対策

## 第1 通信連絡の方法

通信連絡の方法その他は、東日本電信電話（株）北海道支店に要請し、実施する。

## 1 千歳・支笏湖間伝送路全断障害の場合

- (1) 災害対策用可搬無線機による臨時回線の作成

- (2) 応急復旧ケーブルによる措置
- 2 支笏湖電話交換局のシステムダウン  
非常用電話局装置の手配
- 3 商用電源の供給不能  
携帯用発動発電機の出動（5 K V A 200 V 3 §）
- 4 異常トラヒック対策
  - (1) 市外電話回線のふくそう
    - ア 臨時市外電話回線の措置
    - イ 異常ふくそうに対するトーキー案内
  - (2) 加入電話、専用電話のふくそう  
災害対策本部、現地対策本部、避難所、報道機関等の臨時回線の作成
- 5 無線関係者との協力体制  
警察署その他平常無線を使用する機関及び団体の組織を通じて通信の万全を期する。

## 第6節 警戒避難対策

### 第1 避難の勧告又は指示

- 1 市長の避難の勧告等  
市長は、火山情報又は火山の異常現象の通報を受領し、火山現象が住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難先を明示し、立退きを勧告又は指示し、住民避難の措置にあたる。
- 2 警察官の避難の勧告等  
市長が避難の指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、警察官が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。  
この場合、直ちに市長へ通知する。

### 第2 避難の指示区分

避難の指示等は、原則として事前、勧告及び指示の3段階に区分して行う。ただし、事態が急変することが予想される場合は、直ちに避難の指示を行う。

- 1 事前避難  
事前避難は、火山の現象その他の状況から住民等が自主的に避難する場合で、次の要領による。
  - (1) 事前避難は自主的に行うもので避難誘導は行わない。
  - (2) 縁故、知人等を頼って避難する者を除き、資料編に掲載の避難所に避難する。
  - (3) 避難所においては、原則として炊き出し、衣服、生活必需品の給与及び医療等の給付は行わない。
  - (4) 避難する場合は、暫時生活のできる程度の食料及び日用品、衣料品及び医薬品のみ持参する。

#### 資料編 ○指定避難所一覧

- 2 避難勧告段階の避難  
火山情報又は火山の異常現象から住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断されるときで、

市長の避難の勧告に基づく避難

### 3 避難の指示段階の避難

火山情報又は火山の異常現象から住民の生命及び身体に危険が切迫していると判断されるときで、市長の避難の指示に基づく避難。この段階の避難は、特に巡視広報を強化し、残留希望者についても強く指示して避難させる。

## 第3 勧告又は指示の周知

### 1 周知の方法

市長の発する避難の勧告又は指示の周知は、最も急を要することから、次に掲げる方法により、地域その他の条件を考慮し、住民滞在者等に周知する。

(1) 防災同報無線によるサイレンの吹鳴、消防法に基づく消防信号（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表1の3の「近火信号」）とする。

(2) 防災同報無線による広報

(3) 広報車による広報

ア 支笏湖温泉に所在する千歳市ヒメマスふ化場及び千歳警察署支笏湖駐在所の広報車による広報

イ 市、消防本部及び警察署の広報車による広報

(4) 航空機による広報

入林者が予想されるとき、その他必要に応じて北海道及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請し、上空からの広報も実施する。

(5) 伝達員による個別伝達

消防職員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が、個別に伝達する。

### 2 勧告又は指示の内容

#### 避難勧告・指示の周知内容

- |              |        |
|--------------|--------|
| ① 避難勧告、指示の理由 | ④ 避難経路 |
| ② 避難対象地域（地区） | ⑤ 注意事項 |
| ③ 避難先（場所）    |        |

## 第4 避難に際して住民のとりべき措置

1 行動は、すべて誘導責任者、警察官の指示に従い、流言などによって軽挙盲動しないよう注意すること。

2 行動は沈着に行い、避難順位をよく守り、先を争いけが人などの出ないように注意すること。

3 集結地及び避難場所を熟知しておく。

4 避難の際の携帯品は、あらかじめ準備しておき、避難の際は混乱を避けるため、必要最小限度の食料、衣料、日用品及び医薬品とする。

5 避難するときには、頭巾又はヘルメット、靴、マスク等を着用すること。

6 避難者カードを持参すること。

## 第5 避難の方法

### 1 避難誘導

〔千歳防災〕

避難誘導は、市職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。

## 2 移送の手段

避難立退きは、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退きが不可能な場合においては、車両及び船舶等によって移送する。なお、大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、自衛隊の派遣を要請して移送する。

## 3 自力により立退きが不可能な場合及び大規模な立退き移送を必要とする場合の措置

陸路が地割れ、落石等のため自力により立退きが不可能な場合及び大規模な立退き移送を必要とする場合は、次による。

### (1) 陸上移送

ア 噴石等の落下が予想される場合の移送は、自衛隊に装甲人員輸送車の出動を要請し行う。

なお、装甲人員輸送車の諸元は、次のとおり。

全長5.8m 全幅2.90m 全高2.21m 履帯幅40cm 自重10 t 全備重量11.8 t

[林道の走行については、昭和54年4月27日苫小牧営林署及び恵庭営林署に対し、国道及び道々の走行については、昭和54年5月14日付千総務第38号で要請済]

イ 噴石等の落下が予想されない場合の移送は、市有車両及び自衛隊車両の出動を要請し行う。

なお、この場合の集結地は、次のとおりとする。

地区名	集結地	電 話	備 考
支笏湖温泉	支笏湖小学校グラウンド	(25) 2795	
モラップ	支笏湖ボートハウス前	(25) 2439 モラップキャンプ場	山金食堂 (25) 2861
美 笛	千歳市美笛キャンプ場管理人事務所	(25) 2752	5月～10月
ポロピナイ	支笏湖観光センター前	(25) 2920	5月～10月

### (2) 上空移送

比較的噴石の落下が少なくヘリコプターの運用が可能な場合の移送は、電話にて北海道(防災航空室)に対し出動要請又は、北海道(石狩支庁)に対し自衛隊派遣依頼を行い、あわせて依頼文を提出する。なお、この場合のヘリポートは、次のとおりとする。

ヘリポートの場所	能 力	備 考
モラップキャンプ場	UH型5～6機離着陸可能	
美 笛 湖 畔	UH型2～3機離着陸可能	
支笏湖小学校グラウンド	小型ヘリを主体として離着陸可能	UH型については、重量物を搭載した場合、発進に支障の可能性あり
ポロピナイキャンプ場	UH型3～4機離着陸可能	

消防防災ヘリコプターについては、資料編「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式」による。

資 料 編 ○北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式

## 〔3〕 湖上移送

比較的噴石の落下が少なく、また火砕流発生の危険もなく船舶の航行が可能な場合は、支笏湖観光運輸（株）に船舶の出動を要請し、次の船着場から湖畔へ移送する。

地 区 名	船着場の所在	備 考
幌 美 内	支笏湖観光センター前	栈橋あり
〃	丸駒温泉旅館前	栈橋あり
奥 潭	オコタン野営場	栈橋あり
美 笛	美笛川河口	
モ ラ ッ プ	支笏湖ポートハウス船着場	栈橋あり
支 笏 湖 温 泉	支笏湖観光運輸（株）船着場	栈橋あり

〔4〕 〔1〕から〔3〕までに定める移送は、火山現象その他の状況に応じ、同時に又は適宜の方法により実施する。

## 4 避難者の把握

避難所には、市職員及び消防団員を派遣し、避難所の管理を行うとともに、避難者の把握を次により行い、現地対策本部においてこれを取りまとめ、市災害対策本部へ報告する。

## 〔1〕 住民等の把握

支笏湖周辺区域の住民には、避難者カードを配布しているため、避難カードを回収し、把握する。

## 〔2〕 観光客等の把握

観光客等の把握は、宿泊客にあつては、ホテル・旅館等の責任者から、その他の者については、団体責任者から避難状況を聴取し、把握する。